

佐賀県告示第 212 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 2 年 8 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町原古賀 1151 番地 2	平成 31 年 1 月 1 日
ニコニコ薬局黒崎店	唐津市浦 5063 番地 7	平成 31 年 2 月 1 日
さんて薬局	佐賀市嘉瀬町中原 1922 番地 3	〃
たかはし薬局	唐津市呼子町呼子 4180 番地 1	〃
医療法人小笠原歯科医 院	杵島郡大町町大字大町 8878 番地 9	平成 31 年 2 月 4 日